

監査報告書

令和 3年 4月 30日

社会福祉法人 中山福祉会
理 事 長 上木順三 殿

監事 荒井良三 
監事 下山浩章 

私たち監事は、当福祉会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、社会福祉法第45条の18第1項の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当福祉会の中山保育園子育て支援室において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及び附属明細書)を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当福祉会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当福祉会の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。